

**関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、 2 号炉、 3 号炉及び 4 号炉、
美浜発電所 3 号炉、 大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉、 四国電力株式会
社伊方発電所 3 号炉、 九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号炉及
び 2 号炉並びに玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉
設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて
(案)**

一有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更一

令和元年 12 月 11 日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、下記のとおり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された、有毒ガス防護に係る規則等の改正を踏まえた発電用原子炉設置変更許可申請書及び同申請書の補正を受理した。

当委員会は、当該申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、資料1-1から資料1-6のとおり、審査の結果の案を取りまとめ、所用の手続をとることとする。

- ・関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 (資料1-1)
平成31年2月8日申請、2019年11月14日及び12月2日補正
- ・関西電力株式会社美浜発電所3号炉 (資料1-2)
平成31年2月8日申請、2019年11月14日及び12月2日補正
- ・関西電力株式会社大飯発電所3号炉及び4号炉 (資料1-3)
平成31年2月8日申請、2019年11月14日及び12月2日補正
- ・四国電力株式会社伊方発電所3号炉 (資料1-4)
平成31年2月7日申請、令和元年11月7日補正
- ・九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉 (資料1-5)
平成31年2月7日申請、令和元年11月15日及び12月3日補正
- ・九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 (資料1-6)
平成31年2月7日申請、令和元年5月21日、11月15日及び12月3日補正

(参考 1) 改正・制定された規則等

○規則等： 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 26 条及び第 34 条

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈第 26 条、第 34 条及び第 42 条

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（新設）

○施行日： 平成 29 年 5 月 1 日
（平成 29 年 4 月 5 日原子力規制委員会決定）

○経過措置期間： 令和 2 年 5 月 1 日以降最初に当該発電用原子炉施設に係る原子炉等規制法第 43 条の 3 の 15 の検査（施設定期検査）を終了した日まで

（注）近日中に、改正原子炉等規制法第 3 条の施行に伴う整備規則において、同条の施行日（令和 2 年 4 月 1 日）以降は、「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 15 の検査（施設定期検査）を終了した日まで」を「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 16 の検査（定期事業者検査）を終了した日まで」と改める予定。

(参考2) 本件申請の概要

1. 有毒ガス濃度評価

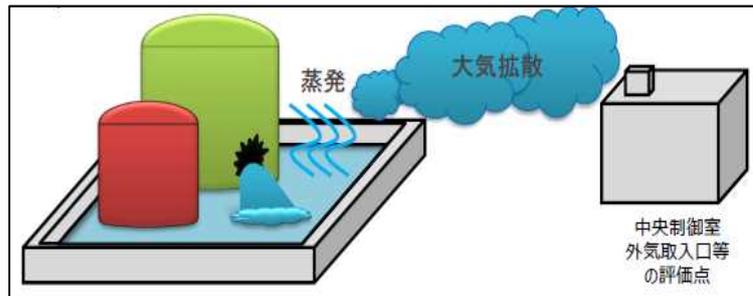
原子炉制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員、重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員、緊急時制御室の運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、対象発生源の特定に係る評価を実施し、固定源及び可動源を特定。



出典：「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」から抜粋

2. 固定源からの有毒ガスに対する防護措置

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が判断基準値を下回る設計とする。



出典：第 693 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料 3-1-1 (<http://www.nsr.go.jp/data/000264452.pdf>) から抜粋

3. 可動源からの有毒ガスに対する防護措置

可動源からの有毒ガスに対しては、可動源に立会人を随伴させ、有毒ガスの発生を発見した場合には、原子炉制御室運転員への連絡、換気設備の隔離、防護具の着用を行う手順等を整備する。



出典：第 752 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料 1-1-1 (<http://www2.nsr.go.jp/data/000278937.pdf>) から抜粋

4. 予期せぬ有毒ガスに対する防護措置

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具の着用を行う手順等を整備する。

**関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の
発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の
取りまとめについて
(案)
—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—**

令和元年 12 月 11 日
原子力規制委員会

1. 審査の結果の案の取りまとめについて

原子力規制委員会は、本件申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙 1 のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

なお、本件申請に係る高浜発電所について、当委員会は、平成 31 年度第 4 回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は 11 km³ 程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ（DKP）と DNP が一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模の DNP は火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不適合であり、実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 6 条第 1 項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 23 第 1 項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年 6 月 19 日に関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）に命じたところである。関西電力からは、令和元年 9 月 26 日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

当委員会は、(i) 平成 31 年度第 4 回原子力規制委員会において判断したとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえず、上記のとおり認定した DNP の噴出規模の噴火による降下火砕物により当該発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii) 上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、DNP の噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可の想定を前提として、本件申請についての基準適合性を判断したところである。

また、本件申請に係る高浜発電所について、当委員会は、令和元年度第 16 回原子力規制委員会において、「隠岐トラフ海底地すべり」による取水路防潮ゲ-

ト開状態での津波（以下「本件津波」という。）が基準津波として選定される必要があり、適切な期間内に基本設計ないし基本的設計方針を変更するための設置変更許可申請が行われる必要があるとの原子力規制庁の現時点における評価を了承した（以下、「隠岐トラフ海底地すべり」による津波警報が発表されない可能性のある津波に関する知見を「本新知見」と呼ぶ。）。関西電力からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

当委員会は、（i）令和元年度第16回原子力規制委員会において原子力規制庁の評価を踏まえて判断したとおり、取水路防潮ゲート4門のうち2門が閉止している状態（1、2号炉の停止状態）が維持されている限りにおいては、本件津波による水位上昇により敷地が浸水することはないと考えられ、また本件津波による水位下降により海水ポンプの取水機能が喪失することはないと考えられることから、本件津波によって高浜発電所が大きな影響を受けるおそれがある状況にはないこと、（ii）取水路防潮ゲート3門以上を開状態とすることにつながる許認可を行わないことにより、規制上もこれを担保できること、（iii）第2回「警報が発表されない可能性のある津波への対応の現状聴取に係る会合」（令和元年7月16日開催）において示された関西電力の対応方針が履行されれば、本新知見が規制手続において適切に取り扱われることになり、かつ、上記（i）（ii）に照らせばこれで足りることなどから、本新知見の取り入れに係る規制手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、基準津波については、既許可の想定を前提として、本件申請についての基準適合性を判断したところである。

2. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

3. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

4. 科学的・技術的意見の募集

本発電所については、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（1号炉及び2号炉については平成28年2月25日から30日間、3号炉及び4号炉については平成26年12月18日から30日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

（案の1）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（案の2）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

5. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記4.の（案の1）の場合には、添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく当該設置変更許可申請に対する許可処分の可否について判断を行う。

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

平成31年2月8日付け関原発第507号（2019年11月14日付け関原発第351号及び2019年12月2日付け関原発第386号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、1号及び2号発電用原子炉施設については平成28年4月20日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと、並びに3号及び4号発電

用原子炉施設については平成27年2月12日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る有毒ガス防護を踏まえた変更の工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達したとしていることから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

添付

(案)

関西電力株式会社高浜発電所の
発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号、2号、3号及び4号発電用
原子炉施設の変更)に関する審査書
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術
的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに	1
II	変更の内容	3
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	3
IV	設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設	5
IV-1	原子炉制御室の運転員	6
IV-1.1	原子炉制御室等（第26条関係）	6
IV-1.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	8
IV-1.3	審査過程における主な論点	9
IV-2	緊急時対策所の要員	10
IV-2.1	緊急時対策所（第34条関係）	11
IV-2.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	12
IV-3	重要操作地点の操作要員	13
IV-3.1	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	13
IV-4	緊急時制御室の運転員	14
IV-4.1	緊急時制御室（第42条関係）	14
IV-4.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	16
V	審査結果	17

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項に基づいて、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）に提出した「高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）」（平成31年2月8日申請、2019年11月14日及び2019年12月2日補正。以下「本申請」という。）の内容が、以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項で準用する第43条の3の6第1項第2号の規定（発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係るもの、
- (2) 同条同項第3号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。）、及び、
- (3) 同条同項第4号の規定（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)

本申請は、有毒ガス防護として「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則」（平成29年5月1日原子力規制委員会規則第6号）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について」（原規技発第1704051号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）により改正された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「設置許可基準規則解釈」という。）等を踏まえ、発電用原子炉施設の設計及び手順等を変更するものである。

上記の設置許可基準規則等の主な改正点は、以下のとおり。

- (1) 原子炉制御室（設置許可基準規則第26条関係）

一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全

性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けること。

(2) 緊急時対策所（設置許可基準規則第34条関係）

緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けること。

(3) 緊急時制御室（設置許可基準規則第42条関係）

緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源（有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。）の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないように、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けること。

なお、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）及び第2号の規定のうち経理的基礎に係るものに関する審査結果は、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。）
- (2) 同条同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発

第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。）

(3) 同条同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

(1) 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（原規技発第1704052号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）。以下「影響評価ガイド」という。）

(2) 原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院））

3. 本審査書の構成

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、本申請に係る技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設」には、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

II 変更の内容

申請者は、設置許可基準規則等の改正に伴い、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉における中央制御室、緊急時対策所、特定重大事故等対処施設等について、有毒ガスに対する防護方針を記載するとしている。

III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを要求している。また、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生

及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力（以下「技術的能力」という。）についての審査結果を記載する。なお、本申請に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、IVで記載する。

申請者は、本申請に係る技術的能力について、発電用原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動体制、技術者に対する教育・訓練及び原子炉主任技術者等の選任・配置に係る方針を示しており、令和元年9月25日付け原規規発第1909253号をもって許可した高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（以下「既許可申請」という。）からの変更はないとしている。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、技術的能力に係る既許可申請の内容から変更はなく、本申請に係る申請者の技術的能力が技術的能力指針に適合するものと判断した。

IV 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設

本章においては、変更申請がなされた内容について、設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設に関して審査した結果を示した。

変更の内容に適用する設置許可基準規則、重大事故等防止技術的能力基準及び影響評価ガイドの要求事項等は以下のとおりである。

- (1) 原子炉制御室（第26条関係）
- (2) 緊急時対策所（第34条関係）
- (3) 緊急時制御室（第42条関係）
- (4) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）
- (5) 有毒ガス防護に係る影響評価の考え方（影響評価ガイド関係）

設置許可基準規則は、原子炉制御室及びその近傍、緊急時対策所及びその近傍、緊急時制御室及びその近傍、並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室、緊急時対策所及び緊急時制御室において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

重大事故等防止技術的能力基準は、有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護措置に係る手順及び体制の整備として、必要な措置を講じることが手順書に定められていることを要求している。

影響評価ガイドは、有毒ガス発生時において、原子炉制御室、緊急時対策所、緊急時制御室、重要操作地点にとどまり対処する必要のある要員の防護に関し、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質の特定、有毒ガス防護のための判断基準値の設定、対象発生源特定のための評価、対象発生源による影響評価の考え方を示している。

申請者は、影響評価ガイドを参照し、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して、有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した結果、有毒ガス防護に係る対策を行うことによって、有毒ガスが運転・対処要員に及ぼす影響により、運転・対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設等の機能

が損なわれることがない設計方針とするとしている。また、予期せぬ有毒ガスに対して、有毒ガス防護に係る手順等を整備する方針としている。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

以下では、原子炉制御室、緊急時対策所、重要操作地点、緊急時制御室ごとに、上記の設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性を示す。

Ⅳ－１ 原子炉制御室の運転員

本節では、第２６条第３項第１号に基づき追加要求となった、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準１．０項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－１．１ 原子炉制御室等（第２６条関係）

第２６条第３項第１号は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含むとしており、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、

「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいうとしている。

申請者は、第26条の規定に適合するため、同条第3項第1号の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①影響評価ガイドを参照し、固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。
- ②有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。
- ③固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。
- ④固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気設備（1号炉及び2号炉）又は中央制御室空調装置（3号炉及び4号炉）の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。
- ⑥有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、影響評価ガイドを参照して、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、運転員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の対策により、運転員を防護する設計としていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第35条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-1.2④の防護具を着用する手順等により、運転員を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に限らずに、有毒ガスが発生した場合に、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計としており、発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができる設計としていることを確認したことから、第26条に適合するものと判断した。

IV-1.2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」は、有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護措置に係る手順及び体制の整備として、以下に掲げる措置を要求している。

- a. 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備すること。
- b. 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備、着用等運用面の対策を行うこと。
- c. 設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。

申請者は、中央制御室の運転員（当直員）の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員（当直員）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、運転員（当直員）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員（当直員）が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。

④予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

⑤有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1.19項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する原子炉制御室の運転員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の操作手順等を整備するとしていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条及び重大事故等防止技術的能力基準1.19項（以下「第62条等」という。）の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-1.3 審査過程における主な論点

審査の過程において、規制委員会が特に指摘を行い、確認した点は以下のとおりである。また、後述の「IV-2 緊急時対策所の要員」、「IV-3 重要操作地点の操作要員」、「IV-4 緊急時制御室の運転員」においても同様に確認した。

(1) 敷地内固定源からの有毒ガスに対する防護措置

申請者は、固定源からの有毒ガス濃度評価の結果、運転・対処要員の防護のための判断基準値を下回ることから、有毒ガスが発生した場合でも運転・対処要員の対処能力が損なわれることがなく、第26条第3項第1号に基づき追加要求となった「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けない方針とした。

規制委員会は申請者に対して、適切に評価がなされているかを確認する観点から、敷地内固定源の防液堤等の評価条件の設定を含めて、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度評価を影響評価ガイドに沿って実施しているかについて説明を求めた。これに対して、申請者は、影響評価ガイドに沿って敷地内固定源の防液堤等の現場状況に応じて有毒化学物質の広がり面積等の条件を設定していること、影響評価ガイドに準じて敷地内固定源の特定のための判定基準を定めて固定源を特定していることなどを示した上で、これらに基づき評価した運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度は防護のための判断基準値より小さいことを示した。また、防液堤からの漏えいに対しては、周囲に設置された側溝等によって、拡大が抑制されることを示した。

これにより、規制委員会は、評価条件の設定含め有毒ガス濃度評価が適切に行われていることを確認するとともに、敷地内固定源からの有毒ガスに対する申請者の防護措置の妥当性について確認した。

(2) 可動源からの有毒ガスに対する防護措置

申請者は、可動源からの有毒ガスについて、可動源に立会人を随伴させ、立会人が有毒ガスの発生を発見した場合に通信連絡設備を使用して原子炉制御室運転員に連絡することで、原子炉制御室等の換気設備の隔離などの防護のための手順に着手できることから、第26条第3項第1号に基づき追加要求となった「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けない方針とした。

規制委員会は申請者に対して、適切に有毒ガスの検知及び連絡がなされるかを確認する観点から、手順等の整備方針の説明を求めた。これに対して、申請者は、立会人は防護のために必要な教育訓練を受けた化学物質の管理を行う者とする、可動源となる車両が敷地内に留まっている間は、可動源とは別の自動車に防護具等の必要な機材を載せて随伴すること、原子炉制御室への連絡は既許可申請において審査した通信連絡設備を使用することを示した。

これにより、規制委員会は、手順等が適切に整備される方針であることを確認するとともに、可動源からの有毒ガスに対する申請者の防護措置の妥当性について確認した。

IV-2 緊急時対策所の要員

本節では、第34条第2項に基づき追加要求となった、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装

置その他の適切に防護するための設備を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準1.0項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－２．１ 緊急時対策所（第34条関係）

第34条第2項は、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいうとしている。

申請者は、第34条の規定に適合するため、同条第2項の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①有毒ガス防護に係る影響評価は、Ⅳ－１．１①と同様に実施する。
- ②特定した固定源及び可動源は、Ⅳ－１．１②とする。
- ③設定した評価条件は、Ⅳ－１．１③とする。
- ④固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。
- ⑥防液堤等の保守管理及び運用管理は、Ⅳ－１．１⑥とする。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、重大事故等に対処するために必要な要員（指示要員を含む。以下「対処要員」という。）の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、特定した固定源及び可動源はIV-1. 1②と同じであることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、対処要員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、有毒ガス防護に係る影響評価をIV-1. 1①と同様に行い、対処要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、対処要員を防護する設計としていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第35条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-2. 2④の防護具を着用する手順等により、緊急時対策所の指示要員のうち初動対応を行う者を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがない設計としており、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとることができる設計としていることを確認したことから、第34条に適合するものと判断した。

IV-2. 2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1. 0項関係）

重大事故等防止技術的能力基準1. 0項「共通事項」の要求事項は、IV-1. 2と同じである。

申請者は、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生においても、緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

また、上記③において、中央制御室運転員から有毒ガス発生の連絡を受けるための通信連絡設備の使用については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1.19項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員は対処要員であること、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する緊急時対策所の対処要員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の操作手順等を整備するとしていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条等の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

Ⅳ－3 重要操作地点の操作要員

本節では、重大事故等防止技術的能力基準1.0項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－3.1 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」の要求事項は、Ⅳ－1.2と同じである。

申請者は、緊急安全対策要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①固定源に対しては、緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

また、Ⅳ－1.2⑤の連絡を中央制御室運転員から受けるための通信連絡設備については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使

用し、重大事故等防止技術的能力基準 1. 19 項の手順によるとするとともに、緊急安全対策要員の防護については、既許可申請において審査した重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項の適合のために整備した薬品保護具を着用する手順等を整備するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、緊急安全対策要員は操作要員であること、重要操作地点の操作要員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、操作要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガス及び予期せぬ有毒ガスに対しては、既許可申請において審査した薬品保護具を着用する手順等を整備していることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備及び薬品保護具を使用しても、第 6 2 条等及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項の要求事項に適合するものと判断した。

Ⅳ－４ 緊急時制御室の運転員

本節では、設置許可基準規則解釈第 4 2 条 3 (e) に基づき追加要求となった、緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源（有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。）の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないよう、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の緊急時制御室の運転員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－４．１ 緊急時制御室（第 4 2 条関係）

第 4 2 条は、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下「大型航空機衝突」という。）発生時に、原子炉格納容器の破損を防止するために特定重大事故等対処施設を設けることを要求している。

同条の設置許可基準規則解釈第42条3(e)は、緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源（有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。）の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれないことがないよう、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。

申請者は、第42条の規定に適合するため、設置許可基準規則解釈第42条3(e)の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが特定重大事故等対処施設を操作するために必要な要員（以下「特重施設要員」という。）に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれない設計とするとしている。

- ①有毒ガス防護に係る影響評価は、IV-1. 1①と同様に実施する。
- ②特定した固定源及び可動源は、IV-1. 1②とする。
- ③設定した評価条件は、IV-1. 1③とする。
- ④固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時制御室換気空調系の隔離、防護具の着用等の対策により、特重施設要員を防護できる設計とする。
- ⑥防液堤等の保守点検及び運用管理は、IV-1. 1⑥とする。

また、上記②以外の固定源を収容している建屋において大型航空機衝突が発生した場合には、防護具の着用手順等をもって、特重施設要員を防護できる設計とするとともに、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第42条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、特定した固定源及び可動源はIV-1. 1②と同じであることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、運転員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、防護具の着用手順等をもって、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時制御室換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護する設計としていることを確認した。なお、通信連絡設備を使用しても、第42条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-4.2④の防護具を着用する手順等により、運転員を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、大型航空機衝突が発生した場合に限らずに、有毒ガスが発生した場合に、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがない設計としており、原子炉格納容器の破損を防止するために特定重大事故等対処施設を設ける設計としていることを確認したことから、第42条に適合するものと判断した。

IV-4.2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」の要求事項は、IV-1.2と同じである。

申請者は、特重施設要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備している。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

また、上記③において、原子炉制御室運転員から有毒ガス発生連絡を受けるための通信連絡設備の使用については、既許可申請において審査した第42条に適合するための通信連絡設備を使用している。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する緊急時制御室の運転員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備していることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時制御室換気設備の隔離等の手順等を整備するとしていることを確認した。なお、通信連絡設備を使用しても、第42条及び重大事故等防止技術的能力基準2.2項の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

V 審査結果

関西電力株式会社が提出した「高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）」（平成31年2月8日申請、2019年11月14日及び2019年12月2日補正）を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

なお、本申請に係る高浜発電所について、規制委員会は、平成31年度第4回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は11km³程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ（DKP）とDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不相当であり、設置許可基準規則第6条第1項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年6月19日に関西電力株式会社に命じたところである。関西電力株式会社からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

規制委員会は、(i)平成31年度第4回原子力規制委員会において判断したとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえず、上記のとおり認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により当該発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii)上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、DNPの噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可の想定を前提として、本申請についての基準適合性を判断したところである。

また、本申請に係る高浜発電所について、規制委員会は、令和元年度第16回原子力規制委員会において、「隠岐トラフ海底地すべり」による取水路防潮ゲート開状態での津波（以下「本件津波」という。）が基準津波として選定される必要があり、適切な期間内に基本設計ないし基本的設計方針を変更するための設置変更許可申請が行われる必要があるとの原子力規制庁の現時点における評価を了承した（以下、「隠岐トラフ海底地すべり」による津波警報が発表されない可能性のある津波に関する知見を「本新知見」と呼ぶ。）。関西電力株式会社からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

規制委員会は、（i）令和元年度第16回原子力規制委員会において原子力規制庁の評価を踏まえて判断したとおり、取水路防潮ゲート4門のうち2門が閉止している状態（1、2号炉の停止状態）が維持されている限りにおいては、本件津波による水位上昇により敷地が浸水することはないと考えられ、また本件津波による水位下降により海水ポンプの取水機能が喪失することはないと考えられることから、本件津波によって高浜発電所が大きな影響を受けるおそれがある状況にはないこと、（ii）取水路防潮ゲート3門以上を開状態とすることにつながる許認可を行わないことにより、規制上もこれを担保できること、（iii）第2回「警報が発表されない可能性のある津波への対応の現状聴取に係る会合」（令和元年7月16日開催）において示された関西電力株式会社の対応方針が履行されれば、本新知見が規制手続において適切に取り扱われることになり、かつ、上記（i）（ii）に照らせばこれで足りることなどから、本新知見の取り入れに係る規制手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、基準津波については、既許可の想定を前提として、本申請についての基準適合性を判断したところである。

【別紙 2】

(案)

番 号
年 月 日

原子力委員会 宛て

原子力規制委員会

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成31年2月8日付け関原発第507号（2019年1月14日付け関原発第351号及び2019年12月2日付け関原発第386号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成31年2月8日付け関原発第507号（2019年11月14日付け関原発第351号及び2019年12月2日付け関原発第386号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、1号及び2号発電用原子炉施設については平成28年4月20日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと、並びに3号及び4号発電用原子炉施設については平成27年2月12日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

【別紙 3】

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成31年2月8日付け関原発第507号（2019年1月14日付け関原発第351号及び2019年12月2日付け関原発第386号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成31年2月8日付け関原発第507号（2019年11月14日付け関原発第351号及び2019年12月2日付け関原発第386号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、1号及び2号発電用原子炉施設については平成28年4月20日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと、並びに3号及び4号発電用原子炉施設については平成27年2月12日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る有毒ガス防護を踏まえた変更の工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達したとしていることから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

**関西電力株式会社美浜発電所 3 号炉の
発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の
取りまとめについて
(案)**

—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—

令和元年 12 月 11 日
原子力規制委員会

1. 審査の結果の案の取りまとめについて

原子力規制委員会は、本件申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙 1 のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

なお、本件申請に係る美浜発電所について、当委員会は、平成 31 年度第 4 回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は 11 km³ 程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ（DKP）と DNP が一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模の DNP は火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不適合であり、実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 6 条第 1 項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 23 第 1 項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年 6 月 19 日に関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）に命じたところである。関西電力からは、令和元年 9 月 26 日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

当委員会は、(i) 平成 31 年度第 4 回原子力規制委員会において判断したとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえず、上記のとおり認定した DNP の噴出規模の噴火による降下火砕物により当該発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii) 上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、DNP の噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可の想定を前提として、本申請についての基準適合性を判断したところである。

2. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

3. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

4. 科学的・技術的意見の募集

本発電所3号炉については、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（平成28年8月4日から30日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

（案の1）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（案の2）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

5. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記4.の（案の1）の場合には、添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく当該設置変更許可申請に対する許可処分の可否について判断を行う。

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

平成31年2月8日付け関原発第506号（2019年11月14日付け関原発第350号及び2019年12月2日付け関原発第385号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成13年6月22日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認め

られる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る変更の工事に要する資金及び調達計画は必要としないとしている。

申請者の本変更については、工事を伴わず、追加の資金の調達は発生しないと判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

添付

(案)

関西電力株式会社美浜発電所の
発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号発電用原子炉施設の変更)
に 関 す る 審 査 書
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術
的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに	1
II	変更の内容	3
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	3
IV	設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力	5
IV-1	原子炉制御室の運転員	6
IV-1.1	原子炉制御室等（第26条関係）	6
IV-1.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	8
IV-1.3	審査過程における主な論点	9
IV-2	緊急時対策所の要員	10
IV-2.1	緊急時対策所（第34条関係）	11
IV-2.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	12
IV-3	重要操作地点の操作要員	13
IV-3.1	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	13
V	審査結果	14

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項に基づいて、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）に提出した「美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）」（平成31年2月8日申請、2019年11月14日及び2019年12月2日補正。以下「本申請」という。）の内容が、以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項で準用する第43条の3の6第1項第2号の規定（発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係るもの、
- (2) 同条同項第3号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。）、及び、
- (3) 同条同項第4号の規定（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)

本申請は、有毒ガス防護として「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則」（平成29年5月1日原子力規制委員会規則第6号）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について」（原規技発第1704051号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）により改正された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「設置許可基準規則解釈」という。）等を踏まえ、発電用原子炉施設の設計及び手順等を変更するものである。

上記の設置許可基準規則等の主な改正点は、以下のとおり。

- (1) 原子炉制御室（設置許可基準規則第26条関係）

一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全

性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けること。

(2) 緊急時対策所（設置許可基準規則第34条関係）

緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けること。

なお、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）及び第2号の規定のうち経理的基礎に係るものに関する審査結果は、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。）
- (2) 同条同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。）
- (3) 同条同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

- (1) 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（原規技発第1704052号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）。以下「影響評価ガイド」という。）

- (2) 原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）
（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院））

3. 本審査書の構成

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、本申請に係る技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力」には、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

II 変更の内容

申請者は、設置許可基準規則等の改正に伴い、3号炉における中央制御室、緊急時対策所等について、有毒ガスに対する防護方針を記載するとしている。

III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを要求している。また、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があることを要求している。

本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力（以下「技術的能力」という。）についての審査結果を記載する。なお、本申請に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、IVで記載する。

申請者は、本申請に係る技術的能力について、発電用原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動体制、技術者に対する教育・訓練及び原子炉主任技術者等の選任・配置に係る方針を示してお

り、平成31年1月16日付け原規規発第1901163号をもって許可した美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「既許可申請」という。）から、技術者、有資格者数等を本申請時点に変更している。

規制委員会は、技術者、有資格者数等を本申請時点とするものであり、既許可申請の審査において確認した方針から変更がないものであることを確認したことから、本申請に係る申請者の技術的能力が技術的能力指針に適合するものと判断した。

IV 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力

本章においては、変更申請がなされた内容について、設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力に関して審査した結果を示した。

変更の内容に適用する設置許可基準規則、重大事故等防止技術的能力基準及び影響評価ガイドの要求事項等は以下のとおりである。

- (1) 原子炉制御室（第26条関係）
- (2) 緊急時対策所（第34条関係）
- (3) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）
- (4) 有毒ガス防護に係る影響評価の考え方（影響評価ガイド関係）

設置許可基準規則は、原子炉制御室及びその近傍、緊急時対策所及びその近傍、並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室及び緊急時対策所において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

重大事故等防止技術的能力基準は、有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護措置に係る手順及び体制の整備として、必要な措置を講じることが手順書に定められていることを要求している。

影響評価ガイドは、有毒ガス発生時において、原子炉制御室、緊急時対策所、重要操作地点にとどまり対処する必要のある要員の防護に関し、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質の特定、有毒ガス防護のための判断基準値の設定、対象発生源特定のための評価、対象発生源による影響評価の考え方を示している。

申請者は、影響評価ガイドを参照し、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して、有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した結果、有毒ガス防護に係る対策を行うことによって、有毒ガスが運転・対処要員に及ぼす影響により、運転・対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計方針とするとしている。また、予期せぬ有毒ガスに対して、有毒ガス防護に係る手順等を整備する方針としている。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

以下では、原子炉制御室、緊急時対策所、重要操作地点ごとに、上記の設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性を示す。

Ⅳ－１ 原子炉制御室の運転員

本節では、第２６条第３項第１号に基づき追加要求となった、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準１．０項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－１．１ 原子炉制御室等（第２６条関係）

第２６条第３項第１号は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含むとしており、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいうとしている。

申請者は、第26条の規定に適合するため、同条第3項第1号の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①影響評価ガイドを参照し、固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。
- ②有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。
- ③固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。
- ④固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。
- ⑥有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、影響評価ガイドを参照して、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、運転員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の対策により、運転員を防護する設計としていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第35条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-1.2④の防護具を着用する手順等により、運転員を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に限らずに、有毒ガスが発生した場合に、運転

員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがない設計としており、発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができる設計としていることを確認したことから、第26条に適合するものと判断した。

Ⅳ－1. 2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1. 0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1. 0項「共通事項」は、有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護措置に係る手順及び体制の整備として、以下に掲げる措置を要求している。

- a. 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備すること。
- b. 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備、着用等運用面の対策を行うこと。
- c. 設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。

申請者は、中央制御室の運転員（当直員）の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員（当直員）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、運転員（当直員）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員（当直員）が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。
- ⑤有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1.19項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する原子炉制御室の運転員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の操作手順等を整備するとしていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条及び重大事故等防止技術的能力基準1.19項（以下「第62条等」という。）の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-1.3 審査過程における主な論点

審査の過程において、規制委員会が特に指摘を行い、確認した点は以下のとおりである。また、後述の「IV-2 緊急時対策所の要員」、「IV-3 重要操作地点の操作要員」においても同様に確認した。

(1) 敷地内固定源からの有毒ガスに対する防護措置

申請者は、固定源からの有毒ガス濃度評価の結果、運転・対処要員の防護のための判断基準値を下回ることから、有毒ガスが発生した場合でも運転・対処要員の対処能力が損なわれることがなく、第26条第3項第1号に基づき追加要求となった「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けない方針とした。

規制委員会は申請者に対して、適切に評価がなされているかを確認する観点から、敷地内固定源の防液堤等の評価条件の設定を含めて、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度評価を影響評価ガイドに沿って実施しているかについて説明を求めた。これに対して、申請者は、影響評価ガイドに沿って敷地内固定源の防液堤等の現場状況に応じて有毒化学物質の広がり面積等の条件を設定していること、影響評価ガイドに準じて敷地内固定源の特定のための判定基

準を定めて固定源を特定していることなどを示した上で、これらに基づき評価した運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度は防護のための判断基準値より小さいことを示した。また、防液堤からの漏えいに対しては、周囲に設置された側溝等によって、拡大が抑制されることを示した。

これにより、規制委員会は、評価条件の設定含め有毒ガス濃度評価が適切に行われていることを確認するとともに、敷地内固定源からの有毒ガスに対する申請者の防護措置の妥当性について確認した。

(2) 可動源からの有毒ガスに対する防護措置

申請者は、可動源からの有毒ガスについて、可動源に立会人を随伴させ、立会人が有毒ガスの発生を発見した場合に通信連絡設備を使用して原子炉制御室運転員に連絡することで、原子炉制御室等の換気設備の隔離などの防護のための手順に着手できることから、第26条第3項第1号に基づき追加要求となった「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けない方針とした。

規制委員会は申請者に対して、適切に有毒ガスの検知及び連絡がなされるか確認する観点から、手順等の整備方針の説明を求めた。これに対して、申請者は、立会人は防護のために必要な教育訓練を受けた化学物質の管理を行う者とする、可動源となる車両が敷地内に留まっている間は、可動源とは別の自動車に防護具等の必要な機材を載せて随伴すること、原子炉制御室への連絡は既許可申請において審査した通信連絡設備を使用することを示した。

これにより、規制委員会は、手順等が適切に整備される方針であることを確認するとともに、可動源からの有毒ガスに対する申請者の防護措置の妥当性について確認した。

IV-2 緊急時対策所の要員

本節では、第34条第2項に基づき追加要求となった、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設ける方針であることを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準1.0項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であることを確認した。

IV-2. 1 緊急時対策所（第34条関係）

第34条第2項は、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいうとしている。

申請者は、第34条の規定に適合するため、同条第2項の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とされている。

- ①有毒ガス防護に係る影響評価は、IV-1. 1①と同様に実施する。
- ②特定した固定源及び可動源は、IV-1. 1②とする。
- ③設定した評価条件は、IV-1. 1③とする。
- ④固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。
- ⑥防液堤等の保守管理及び運用管理は、IV-1. 1⑥とする。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用している。

規制委員会は、申請者の計画において、重大事故等に対処するために必要な要員（指示要員を含む。以下「対処要員」という。）の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、特定した固定源及び可動源はIV-1. 1②と同じであることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、対処要員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、有毒ガス防護に係る影響評価をIV-1. 1①と同様に行い、対処要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とされていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、対処要員を防護する設計としていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第35条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-2. 2④の防護具を着用する手順等により、緊急時対策所の指示要員のうち初動対応を行う者を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計としており、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとることができる設計としていることを確認したことから、第34条に適合するものと判断した。

IV-2. 2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1. 0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1. 0項「共通事項」の要求事項は、IV-1. 2と同じである。

申請者は、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生においても、緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

また、上記③において、中央制御室運転員から有毒ガス発生の連絡を受けるための通信連絡設備の使用については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1. 19項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員は対処要員であること、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガ

スに対する緊急時対策所の対処要員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の操作手順等を整備するとしていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条等の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-3 重要操作地点の操作要員

本節では、重大事故等防止技術的能力基準1.0項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

IV-3.1 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」の要求事項は、IV-1.2と同じである。

申請者は、緊急安全対策要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①固定源に対しては、緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

また、IV-1.2⑤の連絡を中央制御室運転員から受けるための通信連絡設備については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1.19項の手順によるとするとともに、緊急安全対策要員の防護については、既許可申請において審査した重大事故等防止技術的能力基準1.0項の適合のために整備した薬品保護具を着用する手順等を整備するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、緊急安全対策要員は操作要員であること、重要操作地点の操作要員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、操作要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガス及び予期せぬ有毒ガスに対しては、既許可申請において審査した薬品保護具を着用する手順等を整備していることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備及び薬品保護具を使用しても、第62条等及び重大事故等防止技術的能力基準1.0項の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

V 審査結果

関西電力株式会社が提出した「美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）」（平成31年2月8日申請、2019年11月14日及び2019年12月2日補正）を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

なお、本申請に係る美浜発電所について、規制委員会は、平成31年度第4回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は11 km³程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ（DKP）とDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不相当であり、設置許可基準規則第6条第1項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年6月19日に関西電力株式会社に命じたところである。関西電力株式会社からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

規制委員会は、(i)平成31年度第4回原子力規制委員会において判断したとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえ、上記のとおり認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により当該発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii)上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況

下における本件の審査においては、DNPの噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可の想定を前提として、本申請についての基準適合性を判断したところである。

【別紙 2】

(案)

番 号
年 月 日

原子力委員会 宛て

原子力規制委員会

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号
発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成31年2月8日付け関原発第506号（2019年1月14日付け関原発第350号及び2019年12月2日付け関原発第385号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成31年2月8日付け関原発第506号（2019年11月14日付け関原発第350号及び2019年12月2日付け関原発第385号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成13年6月22日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

【別紙 3】

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号
発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成31年2月8日付け関原発第506号（2019年1
月14日付け関原発第350号及び2019年12月2日付け関原発第38
5号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹
から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律
第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、
審査の結果、別紙のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法
第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同
法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成31年2月8日付け関原発第506号（2019年11月14日付け関原発第350号及び2019年12月2日付け関原発第385号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成13年6月22日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る変更の工事に要する資金及び調達計画は必要としないとしている。

申請者の本変更については、工事を伴わず、追加の資金の調達は発生しないと判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

**関西電力株式会社大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉の
発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の
取りまとめについて
(案)**

—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—

令和元年 12 月 11 日
原子力規制委員会

1. 審査の結果の案の取りまとめについて

原子力規制委員会は、本件申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙 1 のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

なお、本件申請に係る大飯発電所について、当委員会は、平成 31 年度第 4 回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は 11 km³ 程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ（DKP）と DNP が一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模の DNP は火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不適合であり、実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 6 条第 1 項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 23 第 1 項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年 6 月 19 日に関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）に命じたところである。関西電力からは、令和元年 9 月 26 日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

当委員会は、(i) 平成 31 年度第 4 回原子力規制委員会において判断したとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえず、上記のとおり認定した DNP の噴出規模の噴火による降下火砕物により当該発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii) 上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、DNP の噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可の想定を前提として、本申請についての基準適合性を判断したところである。

2. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

3. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

4. 科学的・技術的意見の募集

本発電所3号炉及び4号炉については、新規規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（平成29年2月23日から30日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

（案の1）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（案の2）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

5. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記4.の（案の1）の場合には、添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく当該設置変更許可申請に対する許可処分の可否について判断を行う。

関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

平成31年2月8日付け関原発第508号（2019年11月14日付け関原発第352号及び2019年12月2日付け関原発第387号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年6月30日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認め

られる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る有毒ガス防護を踏まえた変更の工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達したとしていることから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

添付

(案)

関西電力株式会社大飯発電所の
発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設
の変更)に関する審査書
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術
的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに	1
II	変更の内容	3
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	3
IV	設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力	5
IV-1	原子炉制御室の運転員	6
IV-1.1	原子炉制御室等（第26条関係）	6
IV-1.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	8
IV-1.3	審査過程における主な論点	9
IV-2	緊急時対策所の要員	10
IV-2.1	緊急時対策所（第34条関係）	11
IV-2.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	12
IV-3	重要操作地点の操作要員	13
IV-3.1	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	13
V	審査結果	14

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項に基づいて、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）に提出した「大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）」（平成31年2月8日申請、2019年11月14日及び2019年12月2日補正。以下「本申請」という。）の内容が、以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項で準用する第43条の3の6第1項第2号の規定（発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係るもの、
- (2) 同条同項第3号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。）、及び、
- (3) 同条同項第4号の規定（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)

本申請は、有毒ガス防護として「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則」（平成29年5月1日原子力規制委員会規則第6号）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について」（原規技発第1704051号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）により改正された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「設置許可基準規則解釈」という。）等を踏まえ、発電用原子炉施設の設計及び手順等を変更するものである。

上記の設置許可基準規則等の主な改正点は、以下のとおり。

- (1) 原子炉制御室（設置許可基準規則第26条関係）

一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全

性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けること。

(2) 緊急時対策所（設置許可基準規則第34条関係）

緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けること。

なお、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）及び第2号の規定のうち経理的基礎に係るものに関する審査結果は、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。）
- (2) 同条同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。）
- (3) 同条同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

- (1) 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（原規技発第1704052号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）。以下「影響評価ガイド」という。）

- (2) 原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）
（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院））

3. 本審査書の構成

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、本申請に係る技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力」には、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

II 変更の内容

申請者は、設置許可基準規則等の改正に伴い、3号炉及び4号炉における中央制御室、緊急時対策所等について、有毒ガスに対する防護方針を記載するとしている。

III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを要求している。また、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があることを要求している。

本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力（以下「技術的能力」という。）についての審査結果を記載する。なお、本申請に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、IVで記載する。

申請者は、本申請に係る技術的能力について、発電用原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動体制、技術者に対する教育・訓練及び原子炉主任技術者等の選任・配置に係る方針を示してお

り、平成31年1月16日付け原規規発第1901164号をもって許可した大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「既許可申請」という。）から、技術者、有資格者数等を本申請時点に変更している。

規制委員会は、技術者、有資格者数等を本申請時点とするものであり、既許可申請の審査において確認した方針から変更がないものであることを確認したことから、本申請に係る申請者の技術的能力が技術的能力指針に適合するものと判断した。

IV 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力

本章においては、変更申請がなされた内容について、設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力に関して審査した結果を示した。

変更の内容に適用する設置許可基準規則、重大事故等防止技術的能力基準及び影響評価ガイドの要求事項等は以下のとおりである。

- (1) 原子炉制御室（第26条関係）
- (2) 緊急時対策所（第34条関係）
- (3) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）
- (4) 有毒ガス防護に係る影響評価の考え方（影響評価ガイド関係）

設置許可基準規則は、原子炉制御室及びその近傍、緊急時対策所及びその近傍、並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室及び緊急時対策所において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

重大事故等防止技術的能力基準は、有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護措置に係る手順及び体制の整備として、必要な措置を講じることが手順書に定められていることを要求している。

影響評価ガイドは、有毒ガス発生時において、原子炉制御室、緊急時対策所、重要操作地点にとどまり対処する必要のある要員の防護に関し、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質の特定、有毒ガス防護のための判断基準値の設定、対象発生源特定のための評価、対象発生源による影響評価の考え方を示している。

申請者は、影響評価ガイドを参照し、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して、有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した結果、有毒ガス防護に係る対策を行うことによって、有毒ガスが運転・対処要員に及ぼす影響により、運転・対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計方針とするとしている。また、予期せぬ有毒ガスに対して、有毒ガス防護に係る手順等を整備する方針としている。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

以下では、原子炉制御室、緊急時対策所、重要操作地点ごとに、上記の設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性を示す。

Ⅳ－１ 原子炉制御室の運転員

本節では、第２６条第３項第１号に基づき追加要求となった、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準１．０項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－１．１ 原子炉制御室等（第２６条関係）

第２６条第３項第１号は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含むとしており、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいうとしている。

申請者は、第26条の規定に適合するため、同条第3項第1号の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①影響評価ガイドを参照し、固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。
- ②有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。
- ③固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。
- ④固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。
- ⑥有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、影響評価ガイドを参照して、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、運転員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の対策により、運転員を防護する設計としていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第35条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-1.2④の防護具を着用する手順等により、運転員を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に限らずに、有毒ガスが発生した場合に、運転

員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計としており、発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができる設計としていることを確認したことから、第26条に適合するものと判断した。

Ⅳ－1. 2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」は、有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護措置に係る手順及び体制の整備として、以下に掲げる措置を要求している。

- a. 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備すること。
- b. 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備、着用等運用面の対策を行うこと。
- c. 設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。

申請者は、中央制御室の運転員（当直員）の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員（当直員）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、運転員（当直員）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員（当直員）が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。
- ⑤有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1.19項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する原子炉制御室の運転員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の操作手順等を整備するとしていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条及び重大事故等防止技術的能力基準1.19項（以下「第62条等」という。）の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-1.3 審査過程における主な論点

審査の過程において、規制委員会が特に指摘を行い、確認した点は以下のとおりである。また、後述の「IV-2 緊急時対策所の要員」、「IV-3 重要操作地点の操作要員」においても同様に確認した。

(1) 敷地内固定源からの有毒ガスに対する防護措置

申請者は、固定源からの有毒ガス濃度評価の結果、運転・対処要員の防護のための判断基準値を下回ることから、有毒ガスが発生した場合でも運転・対処要員の対処能力が損なわれることがなく、第26条第3項第1号に基づき追加要求となった「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けない方針とした。

規制委員会は申請者に対して、適切に評価がなされているかを確認する観点から、敷地内固定源の防液堤等の評価条件の設定を含めて、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度評価を影響評価ガイドに沿って実施しているかについて説明を求めた。これに対して、申請者は、影響評価ガイドに沿って敷地内固定源の防液堤等の現場状況に応じて有毒化学物質の広がり面積等の条件を設定していること、影響評価ガイドに準じて敷地内固定源の特定のための判定基

準を定めて固定源を特定していることなどを示した上で、これらに基づき評価した運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度は防護のための判断基準値より小さいことを示した。また、防液堤からの漏えいに対しては、周囲に設置された側溝等によって、拡大が抑制されることを示した。

これにより、規制委員会は、評価条件の設定含め有毒ガス濃度評価が適切に行われていることを確認するとともに、敷地内固定源からの有毒ガスに対する申請者の防護措置の妥当性について確認した。

(2) 可動源からの有毒ガスに対する防護措置

申請者は、可動源からの有毒ガスについて、可動源に立会人を随伴させ、立会人が有毒ガスの発生を発見した場合に通信連絡設備を使用して原子炉制御室運転員に連絡することで、原子炉制御室等の換気設備の隔離などの防護のための手順に着手できることから、第26条第3項第1号に基づき追加要求となった「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けない方針とした。

規制委員会は申請者に対して、適切に有毒ガスの検知及び連絡がなされるか確認する観点から、手順等の整備方針の説明を求めた。これに対して、申請者は、立会人は防護のために必要な教育訓練を受けた化学物質の管理を行う者とする、可動源となる車両が敷地内に留まっている間は、可動源とは別の自動車に防護具等の必要な機材を載せて随伴すること、原子炉制御室への連絡は既許可申請において審査した通信連絡設備を使用することを示した。

これにより、規制委員会は、手順等が適切に整備される方針であることを確認するとともに、可動源からの有毒ガスに対する申請者の防護措置の妥当性について確認した。

IV-2 緊急時対策所の要員

本節では、第34条第2項に基づき追加要求となった、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設ける方針であることを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準1.0項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であることを確認した。

IV-2. 1 緊急時対策所（第34条関係）

第34条第2項は、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいうとしている。

申請者は、第34条の規定に適合するため、同条第2項の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とされている。

- ①有毒ガス防護に係る影響評価は、IV-1. 1①と同様に実施する。
- ②特定した固定源及び可動源は、IV-1. 1②とする。
- ③設定した評価条件は、IV-1. 1③とする。
- ④固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。
- ⑥防液堤等の保守管理及び運用管理は、IV-1. 1⑥とする。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用している。

規制委員会は、申請者の計画において、重大事故等に対処するために必要な要員（指示要員を含む。以下「対処要員」という。）の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、特定した固定源及び可動源はIV-1. 1②と同じであることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、対処要員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、有毒ガス防護に係る影響評価をIV-1. 1①と同様に行い、対処要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とされていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、対処要員を防護する設計としていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第35条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-2. 2④の防護具を着用する手順等により、緊急時対策所の指示要員のうち初動対応を行う者を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがない設計としており、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとることができる設計としていることを確認したことから、第34条に適合するものと判断した。

IV-2. 2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1. 0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1. 0項「共通事項」の要求事項は、IV-1. 2と同じである。

申請者は、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生においても、緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

また、上記③において、中央制御室運転員から有毒ガス発生の連絡を受けるための通信連絡設備の使用については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1. 19項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員は対処要員であること、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガ

スに対する緊急時対策所の対処要員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の操作手順等を整備するとしていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条等の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-3 重要操作地点の操作要員

本節では、重大事故等防止技術的能力基準1.0項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

IV-3.1 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」の要求事項は、IV-1.2と同じである。

申請者は、緊急安全対策要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①固定源に対しては、緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

また、IV-1.2⑤の連絡を中央制御室運転員から受けるための通信連絡設備については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1.19項の手順によるとするとともに、緊急安全対策要員の防護については、既許可申請において審査した重大事故等防止技術的能力基準1.0項の適合のために整備した薬品保護具を着用する手順等を整備するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、緊急安全対策要員は操作要員であること、重要操作地点の操作要員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、操作要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガス及び予期せぬ有毒ガスに対しては、既許可申請において審査した薬品保護具を着用する手順等を整備していることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備及び薬品保護具を使用しても、第62条等及び重大事故等防止技術的能力基準1.0項の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

V 審査結果

関西電力株式会社が提出した「大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）」（平成31年2月8日申請、2019年11月14日及び2019年12月2日補正）を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

なお、本申請に係る大飯発電所について、規制委員会は、平成31年度第4回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は11 km³程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ（DKP）とDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不相当であり、設置許可基準規則第6条第1項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年6月19日に関西電力株式会社に命じたところである。関西電力株式会社からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

規制委員会は、(i)平成31年度第4回原子力規制委員会において判断したとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえ、上記のとおり認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により当該発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii)上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況

下における本件の審査においては、DNPの噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可の想定を前提として、本申請についての基準適合性を判断したところである。

【別紙 2】

(案)

番 号
年 月 日

原子力委員会 宛て

原子力規制委員会

関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成31年2月8日付け関原発第508号（2019年1月14日付け関原発第352号及び2019年12月2日付け関原発第387号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成31年2月8日付け関原発第508号（2019年11月14日付け関原発第352号及び2019年12月2日付け関原発第387号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年6月30日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

【別紙 3】

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会

関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成31年2月8日付け関原発第508号（2019年1月14日付け関原発第352号及び2019年12月2日付け関原発第387号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成31年2月8日付け関原発第508号（2019年11月14日付け関原発第352号及び2019年12月2日付け関原発第387号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年6月30日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る有毒ガス防護を踏まえた変更の工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達したとしていることから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

**四国電力株式会社伊方発電所 3 号炉の
発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の
取りまとめについて
(案)
—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—**

令和元年 12 月 11 日

原子力規制委員会

1. 審査の結果の案の取りまとめについて

原子力規制委員会は、本件申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙 1 のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

2. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 3 項の規定に基づき、別紙 2 のとおり同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

3. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第 71 条第 1 項の規定に基づき、別紙 3 のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

4. 科学的・技術的意見の募集

本発電所 3 号炉については、新規規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（平成 27 年 5 月 21 日から 30 日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

（案の 1）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（案の 2）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

5. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記 4. の（案の 1）の場合には、添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づく当該設置変更許可申請に対する許可処分の可否について判断を行う。

四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

平成31年2月7日付け原子力発第18292号（令和元年11月7日付け原子力発第19283号をもって一部補正）をもって、四国電力株式会社 取締役社長 佐伯 勇人から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成27年7月15日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認め

られる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る変更の工事に要する資金及び調達計画は必要としないとしている。

申請者の本変更については、工事を伴わず、追加の資金の調達は発生しないと判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

添付

(案)

四国電力株式会社伊方発電所の
発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号原子炉施設の変更)
に関する審査書
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術
的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに	1
II	変更の内容	3
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	3
IV	設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設	5
IV-1	原子炉制御室の運転員	6
IV-1.1	原子炉制御室等（第26条関係）	6
IV-1.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	8
IV-1.3	審査過程における主な論点	9
IV-2	緊急時対策所の要員	10
IV-2.1	緊急時対策所（第34条関係）	11
IV-2.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	12
IV-3	重要操作地点の操作要員	13
IV-3.1	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	13
IV-4	緊急時制御室の運転員	14
IV-4.1	緊急時制御室（第42条関係）	14
IV-4.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	16
V	審査結果	17

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項に基づいて、四国電力株式会社（以下「申請者」という。）が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）に提出した「伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）」（平成31年2月7日申請、令和元年11月7日補正。以下「本申請」という。）の内容が、以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項で準用する第43条の3の6第1項第2号の規定（発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係るもの、
- (2) 同条同項第3号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。）、及び、
- (3) 同条同項第4号の規定（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)

本申請は、有毒ガス防護として「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則」（平成29年5月1日原子力規制委員会規則第6号）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について」（原規技発第1704051号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）により改正された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「設置許可基準規則解釈」という。）等を踏まえ、発電用原子炉施設の設計及び手順等を変更するものである。

上記の設置許可基準規則等の主な改正点は、以下のとおり。

- (1) 原子炉制御室（設置許可基準規則第26条関係）

一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、

又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けること。

(2) 緊急時対策所（設置許可基準規則第34条関係）

緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けること。

(3) 緊急時制御室（設置許可基準規則第42条関係）

緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源（有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。）の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないように、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けること。

なお、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）及び第2号の規定のうち経理的基礎に係るものに関する審査結果は、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。）
- (2) 同条同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。）

(3) 同条同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

- (1) 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（原規技発第1704052号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）。以下「影響評価ガイド」という。）
- (2) 原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院））

3. 本審査書の構成

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、本申請に係る技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設」には、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

Ⅱ 変更の内容

申請者は、設置許可基準規則等の改正に伴い、3号炉における中央制御室、緊急時対策所、特定重大事故等対処施設等について、有毒ガスに対する防護方針を記載するとしている。

Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを要求している。また、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力（以下「技術的能力」という。）についての審査結果を記載する。なお、本申請に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、IVで記載する。

申請者は、本申請に係る技術的能力について、発電用原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動体制、技術者に対する教育・訓練及び原子炉主任技術者等の選任・配置に係る方針を示しており、平成31年1月16日付け原規規発第1901165号をもって許可した伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（以下「既許可申請」という。）から、技術者、有資格者数等を本申請時点に変更している。

規制委員会は、技術者、有資格者数等を本申請時点とするものであり、既許可申請の審査において確認した方針から変更がないものであることを確認したことから、本申請に係る申請者の技術的能力が技術的能力指針に適合するものと判断した。

IV 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設

本章においては、変更申請がなされた内容について、設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設に関して審査した結果を示した。

変更の内容に適用する設置許可基準規則、重大事故等防止技術的能力基準及び影響評価ガイドの要求事項等は以下のとおりである。

- (1) 原子炉制御室（第26条関係）
- (2) 緊急時対策所（第34条関係）
- (3) 緊急時制御室（第42条関係）
- (4) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）
- (5) 有毒ガス防護に係る影響評価の考え方（影響評価ガイド関係）

設置許可基準規則は、原子炉制御室及びその近傍、緊急時対策所及びその近傍、緊急時制御室及びその近傍、並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室、緊急時対策所及び緊急時制御室において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

重大事故等防止技術的能力基準は、有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護措置に係る手順及び体制の整備として、必要な措置を講じることが手順書に定められていることを要求している。

影響評価ガイドは、有毒ガス発生時において、原子炉制御室、緊急時対策所、緊急時制御室、重要操作地点にとどまり対処する必要のある要員の防護に関し、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質の特定、有毒ガス防護のための判断基準値の設定、対象発生源特定のための評価、対象発生源による影響評価の考え方を示している。

申請者は、影響評価ガイドを参照し、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して、有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した結果、有毒ガス防護に係る対策を行うことによって、有毒ガスが運転・対処要員に及ぼす影響により、運転・対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設等の機能

が損なわれることがない設計方針とするとしている。また、予期せぬ有毒ガスに対して、有毒ガス防護に係る手順等を整備する方針としている。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

以下では、原子炉制御室、緊急時対策所、重要操作地点、緊急時制御室ごとに、上記の設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性を示す。

Ⅳ－１ 原子炉制御室の運転員

本節では、第２６条第３項第１号に基づき追加要求となった、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準１．０項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－１．１ 原子炉制御室等（第２６条関係）

第２６条第３項第１号は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含むとしており、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、

「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいうとしている。

申請者は、第26条の規定に適合するため、同条第3項第1号の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①影響評価ガイドを参照し、固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。
- ②有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。
- ③固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。
- ④固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。
- ⑥有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用している。

規制委員会は、申請者の計画において、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、影響評価ガイドを参照して、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定していることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、運転員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の対策により、運転員を防護する設計としていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第35条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-1.2④の防護具を着用する手順等により、運転員を防護していることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に限らずに、有毒ガスが発生した場合に、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計としており、発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができる設計としていることを確認したことから、第26条に適合するものと判断した。

Ⅳ－１．２ 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項関係)

重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項「共通事項」は、有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護措置に係る手順及び体制の整備として、以下に掲げる措置を要求している。

- a. 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備すること。
- b. 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備、着用等運用面の対策を行うこと。
- c. 設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。

申請者は、中央制御室の運転員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

⑤有毒ガスの発生による異常を検知した場合、当直長に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手順を整備する。また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1.19項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する原子炉制御室の運転員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の操作手順等を整備するとしていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条及び重大事故等防止技術的能力基準1.19項（以下「第62条等」という。）の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-1.3 審査過程における主な論点

審査の過程において、規制委員会が特に指摘を行い、確認した点は以下のとおりである。また、後述の「IV-2 緊急時対策所の要員」、「IV-3 重要操作地点の操作要員」、「IV-4 緊急時制御室の運転員」においても同様に確認した。

(1) 敷地内固定源からの有毒ガスに対する防護措置

申請者は、固定源からの有毒ガス濃度評価の結果、運転・対処要員の防護のための判断基準値を下回ることから、有毒ガスが発生した場合でも運転・対処要員の対処能力が損なわれることがなく、第26条第3項第1号に基づき追加要求となった「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けない方針とした。

規制委員会は申請者に対して、適切に評価がなされているかを確認する観点から、敷地内固定源の防液堤等の評価条件の設定を含めて、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度評価を影響評価ガイドに沿って実施しているかについて説明を求めた。これに対して、申請者は、影響評価ガイドに沿って敷地内固

定源の防液堤等の現場状況に応じて有毒化学物質の広がり面積等の条件を設定していること、影響評価ガイドに準じて敷地内固定源の特定のための判定基準を定めて固定源を特定していることなどを示した上で、これらに基づき評価した運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度は防護のための判断基準値より小さいことを示した。また、防液堤からの漏えいに対しては、周囲に設置された側溝等によって、拡大が抑制されることを示した。

これにより、規制委員会は、評価条件の設定含め有毒ガス濃度評価が適切に行われていることを確認するとともに、敷地内固定源からの有毒ガスに対する申請者の防護措置の妥当性について確認した。

(2) 可動源からの有毒ガスに対する防護措置

申請者は、可動源からの有毒ガスについて、可動源に立会人を随伴させ、立会人が有毒ガスの発生を発見した場合に通信連絡設備を使用して原子炉制御室運転員に連絡することで、原子炉制御室等の換気設備の隔離などの防護のための手順に着手できることから、第26条第3項第1号に基づき追加要求となった「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けない方針とした。

規制委員会は申請者に対して、適切に有毒ガスの検知及び連絡がなされるか確認する観点から、手順等の整備方針の説明を求めた。これに対して、申請者は、立会人は防護のために必要な教育訓練を受けた化学物質の管理を行う者とする、可動源となる車両が敷地内に留まっている間は、可動源とは別の自動車に防護具等の必要な機材を載せて随伴すること、原子炉制御室への連絡は既許可申請において審査した通信連絡設備を使用することを示した。

これにより、規制委員会は、手順等が適切に整備される方針であることを確認するとともに、可動源からの有毒ガスに対する申請者の防護措置の妥当性について確認した。

IV-2 緊急時対策所の要員

本節では、第34条第2項に基づき追加要求となった、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設ける方針であることを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準1.0項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であることを確認した。

IV-2. 1 緊急時対策所（第34条関係）

第34条第2項は、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいうとしている。

申請者は、第34条の規定に適合するため、同条第2項の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①有毒ガス防護に係る影響評価は、IV-1. 1①と同様に実施する。
- ②特定した固定源及び可動源は、IV-1. 1②とする。
- ③設定した評価条件は、IV-1. 1③とする。
- ④固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。
- ⑥防液堤等の保守点検及び運用管理は、IV-1. 1⑥とする。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、重大事故等に対処するために必要な要員（指示要員を含む。以下「対処要員」という。）の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、特定した固定源及び可動源はIV-1. 1②と同じであることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、対処要員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、有毒ガス防護に係る影響評価をIV-1. 1①と同様に行い、対処要員の吸

気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、対処要員を防護する設計としていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第35条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-2. 2④の防護具を着用する手順等により、緊急時対策所の指示要員のうち初動対応を行う者を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがない設計としており、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとることができる設計としていることを確認したことから、第34条に適合するものと判断した。

IV-2. 2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1. 0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1. 0項「共通事項」の要求事項は、IV-1. 2と同じである。

申請者は、発電所災害対策本部要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、発電所災害対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生においても、発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

また、上記③において、中央制御室運転員から有毒ガス発生連絡を受けるための通信連絡設備の使用については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1. 19項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、発電所災害対策本部要員は対処要員であること、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する緊急時対策所の対処要員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の操作手順等を整備するとしていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条等の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-3 重要操作地点の操作要員

本節では、重大事故等防止技術的能力基準1.0項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

IV-3.1 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」の要求事項は、IV-1.2と同じである。

申請者は、発電所災害対策本部要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①固定源に対しては、発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

また、IV-1.2⑤の連絡を中央制御室運転員から受けるための通信連絡設備については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1.19項の手順によるとするとともに、緊急安全対策要員の防護については、既許可申請において審査した重大事故等防止技術的能力基準1.0項の適合のために整備した薬品保護具を着用する手順等を整備するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、発電所災害対策本部要員は操作要員であること、重要操作地点の操作要員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、操作要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガス及び予期せぬ有毒ガスに対しては、既許可申請において審査した薬品保護具を着用する手順等を整備していることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備及び薬品保護具を使用しても、第62条等及び重大事故等防止技術的能力基準1.0項の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-4 緊急時制御室の運転員

本節では、設置許可基準規則解釈第42条3(e)に基づき追加要求となった、緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源（有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。）の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないよう、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準1.0項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の緊急時制御室の運転員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

IV-4.1 緊急時制御室（第42条関係）

第42条は、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下「大型航空機衝突」という。）発生時に、原子炉格納容器の破損を防止するために特定重大事故等対処施設を設けることを要求している。

同条の設置許可基準規則解釈第42条3(e)は、緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源（有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。）の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないよう、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に

緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。

申請者は、第42条の規定に適合するため、設置許可基準規則解釈第42条3(e)の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①有毒ガス防護に係る影響評価は、IV-1. 1①と同様に実施する。
- ②特定した固定源及び可動源は、IV-1. 1②とする。
- ③設定した評価条件は、IV-1. 1③とする。
- ④固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時制御室換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。
- ⑥防液堤等の保守点検及び運用管理は、IV-1. 1⑥とする。

また、上記②以外の固定源を収容している建屋において大型航空機衝突が発生した場合には、既許可申請において審査した緊急時制御室換気設備の隔離手順等をもって、運転員を防護できる設計とするとともに、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第42条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、特定した固定源及び可動源はIV-1. 1②と同じであることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、運転員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、緊急時制御室換気設備の隔離手順等をもって、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時制御室換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護する設計としていることを確認した。なお、通信連絡設備を使用しても、第42条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-4. 2④の防護具を着用する手順等により、運転員を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、大型航空機衝突が発生した場合に限らずに、有毒ガスが発生した場合に、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがない設計としており、原子炉格納容器の破損を防止

するために特定重大事故等対処施設を設ける設計としていることを確認したことから、第42条に適合するものと判断した。

IV-4.2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」の要求事項は、IV-1.2と同じである。

申請者は、運転員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備している。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気設備の隔離等により、運転員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生においても運転員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

また、上記③において、原子炉制御室運転員から有毒ガス発生との連絡を受けるための通信連絡設備の使用については、既許可申請において審査した第42条に適合するための通信連絡設備を使用している。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する緊急時制御室の運転員の防護措置として、手順等を整備していることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備していることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時制御室換気設備の隔離等の手順等を整備していることを確認した。なお、通信連絡設備を使用しても、第42条及び重大事故等防止技術的能力基準2.2項の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備していることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

V 審査結果

四国電力株式会社が提出した「伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）」（平成31年2月7日申請、令和元年11月7日補正）を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

【別紙 2】

(案)

番 号
年 月 日

原子力委員会 宛て

原子力規制委員会

四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号
原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成31年2月7日付け原子力発第18292号（令和元年11月7日付け原子力発第19283号をもって一部補正）をもって、四国電力株式会社 取締役社長 佐伯 勇人から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成31年2月7日付け原子力発第18292号（令和元年11月7日付け原子力発第19283号をもって一部補正）をもって、四国電力株式会社 取締役社長 佐伯 勇人から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成27年7月15日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

【別紙 3】

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会

四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号
原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成31年2月7日付け原子力発第18292号（令和元年11月7日付け原子力発第19283号をもって一部補正）をもって、四国電力株式会社 取締役社長 佐伯 勇人から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成31年2月7日付け原子力発第18292号（令和元年11月7日付け原子力発第19283号をもって一部補正）をもって、四国電力株式会社 取締役社長 佐伯 勇人から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成27年7月15日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る変更の工事に要する資金及び調達計画は必要としないとしている。

申請者の本変更については、工事を伴わず、追加の資金の調達は発生しないと判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

**九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の
発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の
取りまとめについて
(案)
—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—**

令和元年 12 月 11 日
原子力規制委員会

1. 審査の結果の取りまとめについて

原子力規制委員会は、本件申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙 1 のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

2. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 3 項の規定に基づき、別紙 2 のとおり同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

3. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第 71 条第 1 項の規定に基づき、別紙 3 のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

4. 科学的・技術的意見の募集

本発電所 1 号炉及び 2 号炉については、新規規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（平成 26 年 7 月 17 日から 30 日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

（案の 1）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（案の 2）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

5. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記 4. の（案の 1）の場合には、添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づく当該設置変更許可申請に対する許可処分の可否について判断を行う。

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置
変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）
の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

平成31年2月7日付け原発本第276号（令和元年11月15日付け原発本第142号及び令和元年12月3日付け原発本第155号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成26年9月10日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る有毒ガス防護を踏まえた変更の工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達する計画としている。

申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

添付

(案)

九州電力株式会社川内原子力発電所
の発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号発電用原子炉施設
の変更)に関する審査書
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術
的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに	1
II	変更の内容	3
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	3
IV	設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設	5
IV-1	原子炉制御室の運転員	6
IV-1.1	原子炉制御室等（第26条関係）	6
IV-1.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	8
IV-1.3	審査過程における主な論点	9
IV-2	緊急時対策所の要員	10
IV-2.1	緊急時対策所（第34条関係）	11
IV-2.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	12
IV-3	重要操作地点の操作要員	13
IV-3.1	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	13
IV-4	緊急時制御室の運転員	14
IV-4.1	緊急時制御室（第42条関係）	14
IV-4.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	16
V	審査結果	17

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項に基づいて、九州電力株式会社(以下「申請者」という。)が原子力規制委員会(以下「規制委員会」という。)に提出した「川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)」(平成31年2月7日申請、令和元年11月15日及び令和元年12月3日補正。以下「本申請」という。)の内容が、以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項で準用する第43条の3の6第1項第2号の規定(発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。)のうち、技術的能力に係るもの、
- (2) 同条同項第3号の規定(重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。)、及び、
- (3) 同条同項第4号の規定(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)

本申請は、有毒ガス防護として「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則」(平成29年5月1日原子力規制委員会規則第6号)及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について」(原規技発第1704051号(平成29年4月5日原子力規制委員会決定)により改正された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。))及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「設置許可基準規則解釈」という。))等を踏まえ、発電用原子炉施設の設計及び手順等を変更するものである。

上記の設置許可基準規則等の主な改正点は、以下のとおり。

- (1) 原子炉制御室(設置許可基準規則第26条関係)

一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全

性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けること。

(2) 緊急時対策所（設置許可基準規則第34条関係）

緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けること。

(3) 緊急時制御室（設置許可基準規則第42条関係）

緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源（有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。）の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないように、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けること。

なお、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）及び第2号の規定のうち経理的基礎に係るものに関する審査結果は、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。）
- (2) 同条同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発

第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。）

(3) 同条同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

(1) 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（原規技発第1704052号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）。以下「影響評価ガイド」という。）

(2) 原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院））

3. 本審査書の構成

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、本申請に係る技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設」には、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

II 変更の内容

申請者は、設置許可基準規則等の改正に伴い、1号炉及び2号炉における中央制御室、緊急時対策所、特定重大事故等対処施設等について、有毒ガスに対する防護方針を記載するとしている。

III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを要求している。また、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生

及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があることを要求している。

本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力（以下「技術的能力」という。）についての審査結果を記載する。なお、本申請に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、IVで記載する。

申請者は、本申請に係る技術的能力について、発電用原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動体制、技術者に対する教育・訓練及び原子炉主任技術者等の選任・配置に係る方針を示しており、平成31年1月16日付け原規規発第1901167号をもって許可した川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「既許可申請」という。）から、技術者、有資格者数等を本申請時点に変更している。

規制委員会は、技術者、有資格者数等を本申請時点とするものであり、既許可申請の審査において確認した方針から変更がないものであることを確認したことから、本申請に係る申請者の技術的能力が技術的能力指針に適合するものと判断した。

IV 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設

本章においては、変更申請がなされた内容について、設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設に関して審査した結果を示した。

変更の内容に適用する設置許可基準規則、重大事故等防止技術的能力基準及び影響評価ガイドの要求事項等は以下のとおりである。

- (1) 原子炉制御室（第26条関係）
- (2) 緊急時対策所（第34条関係）
- (3) 緊急時制御室（第42条関係）
- (4) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）
- (5) 有毒ガス防護に係る影響評価の考え方（影響評価ガイド関係）

設置許可基準規則は、原子炉制御室及びその近傍、緊急時対策所及びその近傍、緊急時制御室及びその近傍、並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室、緊急時対策所及び緊急時制御室において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

重大事故等防止技術的能力基準は、有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護措置に係る手順及び体制の整備として、必要な措置を講じることが手順書に定められていることを要求している。

影響評価ガイドは、有毒ガス発生時において、原子炉制御室、緊急時対策所、緊急時制御室、重要操作地点にとどまり対処する必要のある要員の防護に関し、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質の特定、有毒ガス防護のための判断基準値の設定、対象発生源特定のための評価、対象発生源による影響評価の考え方を示している。

申請者は、影響評価ガイドを参照し、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して、有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した結果、有毒ガス防護に係る対策を行うことによって、有毒ガスが運転・対処要員に及ぼす影響により、運転・対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設等の

機能が損なわれることがない設計方針とするとしている。また、予期せぬ有毒ガスに対して、有毒ガス防護に係る手順等を整備する方針としている。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

以下では、原子炉制御室、緊急時対策所、重要操作地点、緊急時制御室ごとに、上記の設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性を示す。

Ⅳ－１ 原子炉制御室の運転員

本節では、第２６条第３項第１号に基づき追加要求となった、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準１．０項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－１．１ 原子炉制御室等（第２６条関係）

第２６条第３項第１号は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含むとしており、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、

「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいうとしている。

申請者は、第26条の規定に適合するため、同条第3項第1号の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①影響評価ガイドを参照し、固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。
- ②有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。
- ③固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。
- ④固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。
- ⑥有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、影響評価ガイドを参照して、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、運転員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の対策により、運転員を防護する設計としていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第35条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-1.2④の防護具を着用する手順等により、運転員を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に限らずに、有毒ガスが発生した場合に、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計としており、発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができる設計としていることを確認したことから、第26条に適合するものと判断した。

Ⅳ－１．２ 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項関係)

重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項「共通事項」は、有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護措置に係る手順及び体制の整備として、以下に掲げる措置を要求している。

- a. 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備すること。
- b. 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備、着用等運用面の対策を行うこと。
- c. 設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。

申請者は、中央制御室の運転員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気設備の隔離等により、運転員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、運転員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

⑤有毒ガスの発生による異常を検知した場合、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知するための手順を整備する。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1.19項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する原子炉制御室の運転員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の操作手順等を整備するとしていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条及び重大事故等防止技術的能力基準1.19項（以下「第62条等」という。）の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-1.3 審査過程における主な論点

審査の過程において、規制委員会が特に指摘を行い、確認した点は以下のとおりである。また、後述の「IV-2 緊急時対策所の要員」、「IV-3 重要操作地点の操作要員」、「IV-4 緊急時制御室の運転員」においても同様に確認した。

(1) 敷地内固定源からの有毒ガスに対する防護措置

申請者は、固定源からの有毒ガス濃度評価の結果、運転・対処要員の防護のための判断基準値を下回ることから、有毒ガスが発生した場合でも運転・対処要員の対処能力が損なわれることがなく、第26条第3項第1号に基づき追加要求となった「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けない方針とした。

規制委員会は申請者に対して、適切に評価がなされているかを確認する観点から、敷地内固定源の防液堤等の評価条件の設定を含めて、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度評価を影響評価ガイドに沿って実施しているかについて

て説明を求めた。これに対して、申請者は、影響評価ガイドに沿って敷地内固定源の防液堤等の現場状況に応じて有毒化学物質の広がり面積等の条件を設定していること、影響評価ガイドに準じて敷地内固定源の特定のための判定基準を定めて固定源を特定していることなどを示した上で、これらに基づき評価した運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度は防護のための判断基準値より小さいことを示した。また、防液堤からの漏えいに対しては、周囲に設置された側溝等によって、拡大が抑制されることを示した。

これにより、規制委員会は、評価条件の設定含め有毒ガス濃度評価が適切に行われていることを確認するとともに、敷地内固定源からの有毒ガスに対する申請者の防護措置の妥当性について確認した。

(2) 可動源からの有毒ガスに対する防護措置

申請者は、可動源からの有毒ガスについて、可動源に立会人を随伴させ、立会人が有毒ガスの発生を発見した場合に通信連絡設備を使用して原子炉制御室運転員に連絡することで、原子炉制御室等の換気設備の隔離などの防護のための手順に着手できることから、第26条第3項第1号に基づき追加要求となった「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けない方針とした。

規制委員会は申請者に対して、適切に有毒ガスの検知及び連絡がなされるか確認する観点から、手順等の整備方針の説明を求めた。これに対して、申請者は、立会人は防護のために必要な教育訓練を受けた化学物質の管理を行う者とする、可動源となる車両が敷地内に留まっている間は、可動源とは別の自動車に防護具等の必要な機材を載せて随伴すること、原子炉制御室への連絡は既許可申請において審査した通信連絡設備を使用することを示した。

これにより、規制委員会は、手順等が適切に整備される方針であることを確認するとともに、可動源からの有毒ガスに対する申請者の防護措置の妥当性について確認した。

IV-2 緊急時対策所の要員

本節では、第34条第2項に基づき追加要求となった、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準1.0項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時

の緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－２．１ 緊急時対策所（第３４条関係）

第３４条第２項は、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいうとしている。

申請者は、第３４条の規定に適合するため、同条第２項の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①有毒ガス防護に係る影響評価は、Ⅳ－１．１①と同様に実施する。
- ②特定した固定源及び可動源は、Ⅳ－１．１②とする。
- ③設定した評価条件は、Ⅳ－１．１③とする。
- ④固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。
- ⑥防液堤等の保守管理及び運用管理は、Ⅳ－１．１⑥とする。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第３５条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、重大事故等に対処するために必要な要員（指示要員を含む。以下「対処要員」という。）の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、特定した固定源及び可動源はⅣ－１．１②と同じであることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、対処要員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、有毒ガス防護に係る影響評価をⅣ－１．１①と同様に行い、対処要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、対処要員を防護する設計としていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第３５条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、Ⅳ－２．２④の防護具を着用する手順等により、緊急時対策所の指示要員のうち初動対応を行う者を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがない設計としており、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとることができる設計としていることを確認したことから、第３４条に適合するものと判断した。

Ⅳ－２．２ 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項関係)

重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項「共通事項」の要求事項は、Ⅳ－１．２と同じである。

申請者は、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気設備の隔離等により、緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

また、上記③において、中央制御室運転員から有毒ガス発生連絡を受けるための通信連絡設備の使用については、既許可申請において審査した第 6 2 条に適合する

ための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準 1. 19 項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員は対処要員であること、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する緊急時対策所の対処要員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の操作手順等を整備するとしていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第 6 2 条等の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項の要求事項に適合するものと判断した。

Ⅳ－3 重要操作地点の操作要員

本節では、重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－3. 1 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項関係）

重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項「共通事項」の要求事項は、Ⅳ－1. 2 と同じである。

申請者は、重大事故等対策要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①固定源に対しては、重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

また、Ⅳ－1. 2 ⑤の連絡を中央制御室運転員から受けるための通信連絡設備については、既許可申請において審査した第 6 2 条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準 1. 19 項の手順によるとともに、緊急安全対策要員の防護については、既許可申請において審査した重大事故等防止技

術的能力基準 1. 0 項の適合のために整備した薬品保護具を着用する手順等を整備するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、重大事故等対策要員は操作要員であること、重要操作地点の操作要員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、操作要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガス及び予期せぬ有毒ガスに対しては、既許可申請において審査した薬品保護具を着用する手順等を整備していることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備及び薬品保護具を使用しても、第 6 2 条等及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項の要求事項に適合するものと判断した。

Ⅳ－４ 緊急時制御室の運転員

本節では、設置許可基準規則解釈第 4 2 条 3 (e) に基づき追加要求となった、緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源（有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。）の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないよう、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の緊急時制御室の運転員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－４．１ 緊急時制御室（第 4 2 条関係）

第 4 2 条は、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下「大型航空機衝突」という。）発生時に、原子炉格納容器の破損を防止するために特定重大事故等対処施設を設けることを要求している。

同条の設置許可基準規則解釈第 4 2 条 3 (e) は、緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源（有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。）の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊

急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれないことがないよう、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。

申請者は、第42条の規定に適合するため、設置許可基準規則解釈第42条3(e)の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが特定重大事故等対処施設を操作する要員（以下「特重施設要員」という。）に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれない設計とするとしている。

- ①有毒ガス防護に係る影響評価は、IV-1. 1①と同様に実施する。
- ②特定した固定源及び可動源は、IV-1. 1②とする。
- ③設定した評価条件は、IV-1. 1③とする。
- ④固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時制御室換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、特重施設要員を防護できる設計とする。
- ⑥防液堤等の保守点検及び運用管理は、IV-1. 1⑥とする。

また、上記②以外の固定源を収容している建屋において大型航空機衝突が発生した場合には、防護具の着用手順等をもって、特重施設要員を防護できる設計とするとともに、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第42条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、特定した固定源及び可動源はIV-1. 1②と同じであることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、運転員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、防護具の着用手順等をもって、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時制御室換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護する設計としていることを確認した。なお、通信連絡設備を使用しても、第42条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-4. 2④の防護具を着用する手順等により、運転員を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、大型航空機衝突が発生した場合に限らずに、有毒ガスが発生した場合に、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処

施設の機能が損なわれることがない設計としており、原子炉格納容器の破損を防止するために特定重大事故等対処施設を設ける設計としていることを確認したことから、第42条に適合するものと判断した。

IV-4.2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」の要求事項は、IV-1.2と同じである。

申請者は、特重施設要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備している。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気設備の隔離等により、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、特重施設要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

また、上記③において、原子炉制御室運転員から有毒ガス発生連絡を受けるための通信連絡設備の使用については、既許可申請において審査した第42条に適合するための通信連絡設備を使用している。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する緊急時制御室の運転員の防護措置として、手順等を整備していることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備していることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時制御室換気設備の隔離等の手順等を整備していることを確認した。なお、通信連絡設備を使用しても、第42条及び重大事故等防止技術的能力基準2.2項の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

V 審査結果

九州電力株式会社が提出した「川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）」（平成31年2月7日申請、令和元年11月15日及び令和元年12月3日補正）を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

【別紙 2】

(案)

番 号
年 月 日

原子力委員会 宛て

原子力規制委員会

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取につ
いて

上記の件について、平成31年2月7日付け原発本第276号(令和元年11月15日付け原発本第142号及び令和元年12月3日付け原発本第155号をもって一部補正)をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成31年2月7日付け原発本第276号（令和元年11月15日付け原発本第142号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成26年9月10日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

【別紙 3】

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取につ
いて

上記の件について、平成31年2月7日付け原発本第276号(令和元年11月15日付け原発本第142号及び令和元年12月3日付け原発本第155号をもって一部補正)をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成31年2月7日付け原発本第276号（令和元年11月15日付け原発本第142号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成26年9月10日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る有毒ガス防護を踏まえた変更の工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達する計画としている。

申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

**九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の
発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の
取りまとめについて
(案)
—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—**

令和元年 12 月 11 日

原子力規制委員会

1. 審査の結果の案の取りまとめについて

原子力規制委員会は、本件申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙 1 のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

2. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 3 項の規定に基づき、別紙 2 のとおり同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

3. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第 71 条第 1 項の規定に基づき、別紙 3 のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

4. 科学的・技術的意見の募集

本発電所 3 号炉及び 4 号炉については、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（平成 28 年 11 月 10 日から 30 日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

（案の 1）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（案の 2）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

5. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記 4. の（案の 1）の場合には、添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づく当該設置変更許可申請に対する許可処分の可否について判断を行う。

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置
変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）
の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

平成31年2月7日付け原発本第278号（令和元年5月21日付け原発本第38号、令和元年11月15日付け原発本第143号及び令和元年12月3日付け原発本第156号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、3号発電用原子炉施設については平成17年9月7日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと、4号発電用原子炉施設については平

成 1 1 年 1 1 月 1 5 日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る有毒ガス防護を踏まえた変更の工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達する計画としている。

申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 3 号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があると認められる。

5. 法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

添付

(案)

九州電力株式会社玄海原子力発電所
の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設
の変更)に関する審査書
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術
的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに	1
II	変更の内容	3
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	3
IV	設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設	5
IV-1	原子炉制御室の運転員	6
IV-1.1	原子炉制御室等（第26条関係）	6
IV-1.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	8
IV-1.3	審査過程における主な論点	9
IV-2	緊急時対策所の要員	10
IV-2.1	緊急時対策所（第34条関係）	11
IV-2.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	12
IV-3	重要操作地点の操作要員	13
IV-3.1	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	13
IV-4	緊急時制御室の運転員	14
IV-4.1	緊急時制御室（第42条関係）	14
IV-4.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	16
V	審査結果	17

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項に基づいて、九州電力株式会社（以下「申請者」という。）が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）に提出した「玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）」（平成31年2月7日申請、令和元年5月21日、令和元年11月15日及び令和元年12月3日補正。以下「本申請」という。）の内容が、以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項で準用する第43条の3の6第1項第2号の規定（発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係るもの、
- (2) 同条同項第3号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。）、及び、
- (3) 同条同項第4号の規定（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)

本申請は、有毒ガス防護として「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則」（平成29年5月1日原子力規制委員会規則第6号）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について」（原規技発第1704051号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）により改正された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「設置許可基準規則解釈」という。）等を踏まえ、発電用原子炉施設の設計及び手順等を変更するものである。

上記の設置許可基準規則等の主な改正点は、以下のとおり。

- (1) 原子炉制御室（設置許可基準規則第26条関係）

一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全

性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けること。

(2) 緊急時対策所（設置許可基準規則第34条関係）

緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けること。

(3) 緊急時制御室（設置許可基準規則第42条関係）

緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源（有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。）の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないように、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けること。

なお、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）及び第2号の規定のうち経理的基礎に係るものに関する審査結果は、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。）
- (2) 同条同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発

第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。）

(3) 同条同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

(1) 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（原規技発第1704052号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）。以下「影響評価ガイド」という。）

(2) 原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院））

3. 本審査書の構成

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、本申請に係る技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設」には、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

II 変更の内容

申請者は、設置許可基準規則等の改正に伴い、3号炉及び4号炉における中央制御室、緊急時対策所、特定重大事故等対処施設等について、有毒ガスに対する防護方針を記載するとしている。

III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを要求している。また、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生

及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力（以下「技術的能力」という。）についての審査結果を記載する。なお、本申請に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、IVで記載する。

申請者は、本申請に係る技術的能力について、発電用原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動体制、技術者に対する教育・訓練及び原子炉主任技術者等の選任・配置に係る方針を示しており、令和元年9月25日付け原規規発第1909252号をもって許可した玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「既許可申請」という。）からの変更はないとしている。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、技術的能力に係る既許可申請の内容から変更はなく、本申請に係る申請者の技術的能力が技術的能力指針に適合するものと判断した。

IV 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設

本章においては、変更申請がなされた内容について、設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力、特定重大事故等対処施設に関して審査した結果を示した。

変更の内容に適用する設置許可基準規則、重大事故等防止技術的能力基準及び影響評価ガイドの要求事項等は以下のとおりである。

- (1) 原子炉制御室（第26条関係）
- (2) 緊急時対策所（第34条関係）
- (3) 緊急時制御室（第42条関係）
- (4) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）
- (5) 有毒ガス防護に係る影響評価の考え方（影響評価ガイド関係）

設置許可基準規則は、原子炉制御室及びその近傍、緊急時対策所及びその近傍、緊急時制御室及びその近傍、並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室、緊急時対策所及び緊急時制御室において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

重大事故等防止技術的能力基準は、有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護措置に係る手順及び体制の整備として、必要な措置を講じることが手順書に定められていることを要求している。

影響評価ガイドは、有毒ガス発生時において、原子炉制御室、緊急時対策所、緊急時制御室、重要操作地点にとどまり対処する必要のある要員の防護に関し、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質の特定、有毒ガス防護のための判断基準値の設定、対象発生源特定のための評価、対象発生源による影響評価の考え方を示している。

申請者は、影響評価ガイドを参照し、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して、有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した結果、有毒ガス防護に係る対策を行うことによって、有毒ガスが運転・対処要員に及ぼす影響により、運転・対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設等の

機能が損なわれることがない設計方針とするとしている。また、予期せぬ有毒ガスに対して、有毒ガス防護に係る手順等を整備する方針としている。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

以下では、原子炉制御室、緊急時対策所、重要操作地点、緊急時制御室ごとに、上記の設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性を示す。

Ⅳ－１ 原子炉制御室の運転員

本節では、第２６条第３項第１号に基づき追加要求となった、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準１．０項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－１．１ 原子炉制御室等（第２６条関係）

第２６条第３項第１号は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含むとしており、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、

「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいうとしている。

申請者は、第26条の規定に適合するため、同条第3項第1号の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①影響評価ガイドを参照し、固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。
- ②有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。
- ③固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。
- ④固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。
- ⑥有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、影響評価ガイドを参照して、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、運転員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の対策により、運転員を防護する設計としていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第35条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-1.2④の防護具を着用する手順等により、運転員を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に限らずに、有毒ガスが発生した場合に、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計としており、発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができる設計としていることを確認したことから、第26条に適合するものと判断した。

Ⅳ－１．２ 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項関係)

重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項「共通事項」は、有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護措置に係る手順及び体制の整備として、以下に掲げる措置を要求している。

- a. 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備すること。
- b. 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備、着用等運用面の対策を行うこと。
- c. 設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。

申請者は、中央制御室の運転員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気設備の隔離等により、運転員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、運転員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

⑤有毒ガスの発生による異常を検知した場合、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知するための手順を整備する。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1.19項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する原子炉制御室の運転員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の操作手順等を整備するとしていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条及び重大事故等防止技術的能力基準1.19項（以下「第62条等」という。）の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-1.3 審査過程における主な論点

審査の過程において、規制委員会が特に指摘を行い、確認した点は以下のとおりである。また、後述の「IV-2 緊急時対策所の要員」、「IV-3 重要操作地点の操作要員」、「IV-4 緊急時制御室の運転員」においても同様に確認した。

(1) 敷地内固定源からの有毒ガスに対する防護措置

申請者は、固定源からの有毒ガス濃度評価の結果、運転・対処要員の防護のための判断基準値を下回ることから、有毒ガスが発生した場合でも運転・対処要員の対処能力が損なわれることがなく、第26条第3項第1号に基づき追加要求となった「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けない方針とした。

規制委員会は申請者に対して、適切に評価がなされているかを確認する観点から、敷地内固定源の防液堤等の評価条件の設定を含めて、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度評価を影響評価ガイドに沿って実施しているかについて

て説明を求めた。これに対して、申請者は、影響評価ガイドに沿って敷地内固定源の防液堤等の現場状況に応じて有毒化学物質の広がり面積等の条件を設定していること、影響評価ガイドに準じて敷地内固定源の特定のための判定基準を定めて固定源を特定していることなどを示した上で、これらに基づき評価した運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度は防護のための判断基準値より小さいことを示した。また、防液堤からの漏えいに対しては、周囲に設置された側溝等によって、拡大が抑制されることを示した。

これにより、規制委員会は、評価条件の設定含め有毒ガス濃度評価が適切に行われていることを確認するとともに、敷地内固定源からの有毒ガスに対する申請者の防護措置の妥当性について確認した。

(2) 可動源からの有毒ガスに対する防護措置

申請者は、可動源からの有毒ガスについて、可動源に立会人を随伴させ、立会人が有毒ガスの発生を発見した場合に通信連絡設備を使用して原子炉制御室運転員に連絡することで、原子炉制御室等の換気設備の隔離などの防護のための手順に着手できることから、第26条第3項第1号に基づき追加要求となった「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けない方針とした。

規制委員会は申請者に対して、適切に有毒ガスの検知及び連絡がなされるか確認する観点から、手順等の整備方針の説明を求めた。これに対して、申請者は、立会人は防護のために必要な教育訓練を受けた化学物質の管理を行う者とする、可動源となる車両が敷地内に留まっている間は、可動源とは別の自動車に防護具等の必要な機材を載せて随伴すること、原子炉制御室への連絡は既許可申請において審査した通信連絡設備を使用することを示した。

これにより、規制委員会は、手順等が適切に整備される方針であることを確認するとともに、可動源からの有毒ガスに対する申請者の防護措置の妥当性について確認した。

IV-2 緊急時対策所の要員

本節では、第34条第2項に基づき追加要求となった、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準1.0項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時

の緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

IV-2. 1 緊急時対策所（第34条関係）

第34条第2項は、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいうとしている。

申請者は、第34条の規定に適合するため、同条第2項の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①有毒ガス防護に係る影響評価は、IV-1. 1①と同様に実施する。
- ②特定した固定源及び可動源は、IV-1. 1②とする。
- ③設定した評価条件は、IV-1. 1③とする。
- ④固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。
- ⑥防液堤等の保守管理及び運用管理は、IV-1. 1⑥とする。

また、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、重大事故等に対処するために必要な要員（指示要員を含む。以下「対処要員」という。）の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、特定した固定源及び可動源はIV-1. 1②と同じであることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、対処要員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、有毒ガス防護に係る影響評価をⅣ－１．１①と同様に行い、対処要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、対処要員を防護する設計としていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第３５条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、Ⅳ－２．２④の防護具を着用する手順等により、緊急時対策所の指示要員のうち初動対応を行う者を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがない設計としており、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとることができる設計としていることを確認したことから、第３４条に適合するものと判断した。

Ⅳ－２．２ 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項関係)

重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項「共通事項」の要求事項は、Ⅳ－１．２と同じである。

申請者は、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気設備の隔離等により、緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

また、上記③において、中央制御室運転員から有毒ガス発生連絡を受けるための通信連絡設備の使用については、既許可申請において審査した第 6 2 条に適合する

ための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準 1. 19 項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員は対処要員であること、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する緊急時対策所の対処要員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の操作手順等を整備するとしていることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第 6 2 条等の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-3 重要操作地点の操作要員

本節では、重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

IV-3.1 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項関係）

重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項「共通事項」の要求事項は、IV-1. 2 と同じである。

申請者は、重大事故等対策要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備する方針としている。

- ①固定源に対しては、重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

また、IV-1. 2 ⑤の連絡を中央制御室運転員から受けるための通信連絡設備については、既許可申請において審査した第 6 2 条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準 1. 19 項の手順によるとともに、緊急安全対策要員の防護については、既許可申請において審査した重大事故等防止技

術的能力基準 1. 0 項の適合のために整備した薬品保護具を着用する手順等を整備するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、重大事故等対策要員は操作要員であること、重要操作地点の操作要員の防護措置として、手順等を整備するとしていることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、操作要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備するとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガス及び予期せぬ有毒ガスに対しては、既許可申請において審査した薬品保護具を着用する手順等を整備していることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備及び薬品保護具を使用しても、第 6 2 条等及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項の要求事項に適合するものと判断した。

Ⅳ－４ 緊急時制御室の運転員

本節では、設置許可基準規則解釈第 4 2 条 3 (e) に基づき追加要求となった、緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源（有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。）の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないよう、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設ける方針であるかを確認した。また、重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項に基づき追加要求となった、有毒ガス発生時の緊急時制御室の運転員の防護措置に係る手順等が適切に整備される方針であるかを確認した。

Ⅳ－４．１ 緊急時制御室（第 4 2 条関係）

第 4 2 条は、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下「大型航空機衝突」という。）発生時に、原子炉格納容器の破損を防止するために特定重大事故等対処施設を設けることを要求している。

同条の設置許可基準規則解釈第 4 2 条 3 (e) は、緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源（有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。）の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊

急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれないことがないよう、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。

申請者は、第42条の規定に適合するため、設置許可基準規則解釈第42条3(e)の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが特定重大事故等対処施設を操作する要員（以下「特重施設要員」という。）に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれない設計とするとしている。

- ①有毒ガス防護に係る影響評価は、IV-1. 1①と同様に実施する。
- ②特定した固定源及び可動源は、IV-1. 1②とする。
- ③設定した評価条件は、IV-1. 1③とする。
- ④固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。
- ⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時制御室換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、特重施設要員を防護できる設計とする。
- ⑥防液堤等の保守点検及び運用管理は、IV-1. 1⑥とする。

また、上記②以外の固定源を収容している建屋において大型航空機衝突が発生した場合には、防護具の着用手順等をもって、特重施設要員を防護できる設計とするとともに、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第42条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、特定した固定源及び可動源はIV-1. 1②と同じであることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、運転員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、防護具の着用手順等をもって、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とするとしていることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時制御室換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護する設計としていることを確認した。なお、通信連絡設備を使用しても、第42条の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、IV-4. 2④の防護具を着用する手順等により、運転員を防護するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、大型航空機衝突が発生した場合に限らずに、有毒ガスが発生した場合に、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処

施設の機能が損なわれることがない設計としており、原子炉格納容器の破損を防止するために特定重大事故等対処施設を設ける設計としていることを確認したことから、第42条に適合するものと判断した。

IV-4.2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」の要求事項は、IV-1.2と同じである。

申請者は、特重施設要員の防護措置として、以下のとおり手順等を整備している。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気設備の隔離等により、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、特重施設要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

また、上記③において、原子炉制御室運転員から有毒ガス発生連絡を受けるための通信連絡設備の使用については、既許可申請において審査した第42条に適合するための通信連絡設備を使用している。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスに対する緊急時制御室の運転員の防護措置として、手順等を整備していることを確認した。

固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤等の防護措置を講じることで、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認するための手順を整備していることを確認した。

可動源からの有毒ガスに対しては、緊急時制御室換気設備の隔離等の手順等を整備していることを確認した。なお、通信連絡設備を使用しても、第42条及び重大事故等防止技術的能力基準2.2項の適合性に影響を与えないことを確認した。

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具を配備し、着用及び脱着の指示、操作を行う手順等を整備するとしていることを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

V 審査結果

九州電力株式会社が提出した「玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）」（平成31年2月7日申請、令和元年5月21日、令和元年11月15日及び令和元年12月3日補正）を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

【別紙 2】

(案)

番 号
年 月 日

原子力委員会 宛て

原子力規制委員会

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取につ
いて

上記の件について、平成31年2月7日付け原発本第278号(令和元年5月21日付け原発本第38号、令和元年11月15日付け原発本第143号及び令和元年12月3日付け原発本第156号をもって一部補正)をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成31年2月7日付け原発本第278号（令和元年5月21日付け原発本第38号、令和元年11月15日付け原発本第143号及び令和元年12月3日付け原発本第156号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、3号発電用原子炉施設については平成17年9月7日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと、4号発電用原子炉施設については平成11年11月15日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

【別紙 3】

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取につ
いて

上記の件について、平成31年2月7日付け原発本第278号(令和元年5月21日付け原発本第38号、令和元年11月15日付け原発本第143号及び令和元年12月3日付け原発本第156号をもって一部補正)をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成31年2月7日付け原発本第278号（令和元年5月21日付け原発本第38号、令和元年11月15日付け原発本第143号及び令和元年12月3日付け原発本第156号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、3号発電用原子炉施設については平成17年9月7日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと、4号発電用原子炉施設については平成11年11月15日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る有毒ガス防護を踏まえた変更の工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達する計画としている。

申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

【参考】

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（抜粋）

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的
- 三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数
- 四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備
- 六 発電用原子炉施設の工事計画
- 七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分の方法
- 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事

項

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的

能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

(変更の許可及び届出等)

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者(以下「発電用原子炉設置者」という。)は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。

(許可等についての意見等)

第七十一条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二五第一項の規定による許可をし、又は第三十一条第一項若しくは第四十三条の三の十八第一項の規定による認可をする場合(以下この項において「許可等をする場合」という。)においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の意見を聴かなければならない。

- 一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣)
- 二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 国土交通大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣)
- 三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合(前二号に該当するものを除く。) 文部科学大臣